

京 都 大 学 組 換 え D N A 実 験 安 全 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第20条 実験責任者は、遺伝子組換え生物等の譲渡を行う場合（当該実験責任者が他の大学等で実験を継続するために遺伝子組換え生物等に移す場合を含む。）には、所定の申請書を部局の長を経て総長に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、総長は、譲渡される研究者等の所属する大学等の長の承認手続を経て、承認、不承認を決定する。</p> <p>2 総長は、前項の規定による決定を行つたときは、その旨を部局の長を経てその申請に係る実験責任者に通知する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第20条 実験責任者は、遺伝子組換え生物等の譲渡又は提供を行う場合（当該実験責任者が他の大学等で実験を継続するために遺伝子組換え生物等に移す場合を含む。）には、所定の申請書を部局の長を経て総長に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、総長は、譲渡又は提供される研究者等の所属する大学等の長の承認手続を経て、承認、不承認を決定する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第20条の2 実験責任者は、前条第1項の総長の承認を得て、遺伝子組換え生物等を譲渡若しくは提供し、又は遺伝子組換え生物等を委託して使用等をさせる場合は、当該譲渡等を受ける者に対し、所定の情報提供書を提出しなければならない。</p> <p>附 則 この規程は、平成17年11月29日から施行する。</p>